

改正

平成31年3月29日訓令第12号
令和2年8月27日訓令第32号
令和3年11月9日訓令第44号
令和4年2月9日訓令第8号
令和5年6月12日訓令第30号
令和5年10月27日訓令第44号
令和7年3月26日訓令第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中町の発展を願い、応援しようとする個人及び法人その他団体から広く寄附金（物件及び権利を除く。）を募り、これを財源として各種の事業を実施することにより、府中町に対する寄附者の想いを実現するとともに、魅力あるまちづくりに資することを目的とする府中町ふるさと応援寄附金（以下「寄附金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込)

第2条 寄附金の申込みは、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 府中町ふるさと応援寄附金申出書（個人用）（様式第1号）又は府中町ふるさと応援寄附金申出書（法人・その他団体用）（様式第1号の2）の提出
- (2) インターネット上の所定の申込フォームへの必要事項の入力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、寄附金の納付の意向を確認することができる方法
(納付方法)

第3条 寄附金の納付は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 町が発行する納入通知書による納付
- (2) 指定口座への振り込みによる納付
- (3) 現金書留による郵送による納付
- (4) 現金持参による納付
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に基づき町が指定した指定納付受託者による納付
- (6) 地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき町が委託した者による納付
(受領証明書の交付)

第4条 町長は、寄附金の納付があったときは、当該納付をした者（以下「寄附者」という。）に対し、府中町ふるさと応援寄附金受領証明書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、当該納付に係る手続を委託した場合は、府中町ふるさと応援寄附金受領証明書に代えて、当該手続の受託者が発行する寄附金を受領したことを証する書類を交付することができる。

(対象事業の区分等)

第5条 寄附金は、翌年度以降に行う次の事業の財源に充てるため、府中町まちづくり振興基金に積み立てるものとする。ただし、納付のあった日の属する年度に行う事業の財源に充てる必要があるときは、府中町まちづくり振興基金に積み立てないことができる。

- (1) 教育環境の充実、子育て支援に資する事業

- (2) 自然環境の保全、景観形成に資する事業
- (3) 歴史・文化の保全と活用、社会教育の充実に資する事業
- (4) 活力ある地域づくりに資する事業
- (5) 被災者支援、災害復旧又は減災に資する事業
- (6) その他町長が適当と認める事業

(使途の指定)

第6条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、前条各号に掲げる事業のうちから指定することができるものとする。

2 前項の規定による使途の指定がない寄附金については、町長が使途を指定するものとする。

(記念品の贈呈)

第7条 町長は、寄附者に寄附額の3割以下の額の記念品を贈呈するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 1回の寄附額が、5千円未満の場合（電子マネー等又は電子ポイントで記念品を贈呈する場合を除く。）
- (2) 寄附者の住所（法人その他の団体にあっては、所在地）が、本町の区域内にある場合
- (3) 寄附者が、記念品の受領を希望しない場合

(寄附金の管理)

第8条 町長は、受領した寄附金の適正な管理を図るため、府中町ふるさと応援寄附金管理台帳（様式第3号）を整備しなければならない。

(公表)

第9条 寄附者及び寄附金の運用状況の公表は、府中町公式ホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名等の公表を希望しない場合は、公表しないものとする。

(庶務)

第10条 寄附金に関する庶務は、財務部財政課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の事務に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年2月27日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町ふるさと応援寄附金申出書（個人用）	第2条
様式第1号 の2	府中町ふるさと応援寄附金申出書（法人・その他の団体用）	第2条
様式第2号	府中町ふるさと応援寄附金受領証明書	第4条
様式第3号	府中町ふるさと応援寄附金管理台帳	第8条

様式（省略）